

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和4年1月31日付けの通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った、法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

私に生活保護費の返還を求めた（本件処分）理由の根拠として、処分庁は法63条に基づくとしている。法63条は、受給者の作為又は不作為により、実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が受給者に資力があると認識しながら扶助費を支給した場合に適用される条項である。

事務所は、私が勤めていた会社からのリストを取り寄せたとして、私の申告との差額を生活保護の過支給分として返還通知書を出しているが、私は正確に毎月報告しており、担当のケースワーカー

も納得していた。

私の仕事は〇〇であり、当時、電車賃、高速料、ガソリンを満タンにする費用は全て自腹を切る立て替え方式で、後払いであった。ある時期から、会社はカード方式になり、電車賃以外、自腹を切ることには無くなった。返還決定通知書の金額（180万2189円）を5年（60か月）で割ると、約3万円であり、私が正しいとすれば、会社から取り寄せた支払金額と私の自腹額を差し引いて、給与と丁度合うはずである。そこで、事務所に取り寄せた資料の金額の提示を求めたが、未だ示されずに返還通知書が届いた。事務所が会社に取り寄せた資料は立替金を含んでおり、給与明細書ではない。

私は持病の難病がありながら、事務所から若いので働くように言われ、精神病院に通院するように言われ、今の仕事を止む無く行っている。事務所は私を信用せず、会社の文書を信じている。自分は〇〇で明細はなく、証拠資料も事務所にとられて持っていない。事務所に会社から提出された賃金表を見たところ、交通費の金額がまるで違っており、自分に支払われていた金額も実際はこれほどもらってはいない。

私は会社とやり取りすると辞めさせられる可能性が在り、確認できないので、審査請求する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 4月 27日	諮問
令和 5年 6月 23日	審議（第79回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われると規定している。

また、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする規定し、「生活保護法による保護の基準」（昭和38年厚生省告示第158号）は、上記「厚生労働大臣の定める基準」として、保護費の具体的基準を定めている。

したがって、収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

(2) 福祉事務所長等の調査権

法29条1項は、保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があると認めるときは、要保護者の氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項につき、官公署、日本年金機構又は共済組合等に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、要保護者の雇主その他関係人に、報告を求めることができるとしている。

(3) 被保護者の届出義務

法 6 1 条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(4) 費用返還義務

ア 法 6 3 条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならないと規定している。

そして、法 6 3 条の規定は、「被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して生活保護費が支給された場合に、支給した生活保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであり（東京高等裁判所平成 2 5 年 4 月 2 2 日判決・裁判所ウェブサイト裁判情報掲載）、同条の「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（小山進次郎著「改訂増補 生活保護法の解釈と運用（復刻版）」6 4 9 頁参照）。

イ また、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成 2 4 年 7 月 2 3 日付社援保発 0 7 2 3 第 1 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）1・(1)は、「法第 6 3 条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること。」とした上で、「ただし、全額を返還対象にすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合」については、「④当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであつ

て、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」等を控除して差し支えないとしている（この取扱いを「自立更生免除」という。）。

(5) 収入認定について

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2（収入額の認定の原則）によれば、収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、適正に認定することとされている。

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(1)・イによれば、(ア)日雇で就労する者の収入については本人から申告させること、(イ)本人から申告された就労日数が当該地域の平均就労日数以上である場合は、申告された日数により収入総額を認定することとされており、(エ)本人の申告する賃金に不審のある場合は、直接事業主から証明書を徴するか又は事業主につき聞き取り調査を行い確認することとされている。

なお、次官通知、局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準に当たるものである。取扱通知は地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

2 本件処分についての検討

- (1) 本件処分に当たり、請求人は就労による収入申告を行っていたが、給与明細等の客観的な資料の提出がなく、のちに処分庁の指導により交通費、高速代を経費として含めた申告を行うようになったものの、その経費が、収入額に比して大きく、その申告内容について不審な点が生じた。しかしながら、請求人からは収入申告した必要経費等に関する客観的な資料は提出されなかった。

そこで、処分庁は、法 29 条調査を実施し、その結果判明した事業主から徴した給与台帳等に基づく客観的な資料により収入認定を行い、過支給額についての把握を実施し、それを根拠に、請求人に対し、法 63 条返還の決定を行ったことが認められる。

(2) 以上のことから、処分庁が平成 29 年 2 月及び同年 7 月から令和 2 年 7 月までの収入額 1,802,189 円を返還対象額として行った本件処分は、上記 1 の法令等の規定に則って適正になされたものと認められ、違算等も認められないことから、これを違法、不当と評価することはできないものである。

3 請求人は、上記第 3 のとおり、本件処分の根拠となる法 63 条は、受給者の作為又は不作為により、実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が受給者に資力があると認識しながら扶助費を支給した場合に適用される条項であるなどと主張している。

しかしながら、法 63 条の規定は、保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、その返還を求めるものであり、処分庁が資力なしと誤認して保護を決定した場合も含まれるものである（上記 1・(4)・ア参照）。

そして、本件処分に違法又は不当な点が認められないことは、上記 2 のとおりであるから、請求人の主張は理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来

別紙（略）